

板橋区高齢者紙おむつ等支給事業のご案内（現金助成）

紙おむつの持ち込みを禁止している病院（施設）に入院（入所）した場合は、病院（施設）に支払った紙おむつ代のうち、月額 5,000 円（5,000 円未満の場合は実費相当額）を上限として助成します。病院(施設)へおむつ代をお支払い後に下記の手順でご請求ください。

※助成開始は区が決定した月からです。決定前にさかのぼって助成を受けることはできません。

※1年以上前のおむつ代は請求できません。（例えば、今年の5月に請求可能なのは前年5月分以降のおむつ代です。）

（１）提出書類（区指定様式の書類は、助成決定時に郵送します）

現金助成の請求には、以下の書類の提出が必要です。

①	【初回のみ】 請求時に 提出	「支払金口座振替依頼書」（※区指定様式） ※2回目以降の請求時には不要ですが、振込先を変える場合は再度の提出が必要です。 ※ゆうちょ銀行の支店名は、通帳記載の漢数字三桁（「〇〇八」等）です。
②	【毎回必要】 請求時に 提出	【ア】「紙おむつ等購入費助成請求書」（※区指定様式） ※請求時に毎回必要になります。コピーしてご利用ください。 【イ】病院（施設）が発行している領収書のコピー（※レシート不可） →利用者氏名・おむつ代・使用期間が明記され、領収印があるもの ※布おむつ・おむつカバー・おむつ廃棄代等は助成対象となりません。（助成対象となるのは、紙おむつ・尿取りパッドの代金のみです）。 ※病院（施設）と提携している配送業者等が発行する領収書の場合には、下記の領収書がすべて必要となります。 ㊦病院(施設)と提携している配送業者等が発行するおむつ代領収書のコピー →利用者氏名・おむつ代・購入日が明記され、領収印があるもの ㊧病院（施設）の領収書のコピー（㊦の購入日を含む期間のもの） →利用者氏名・期間が明記され、領収印があるもの ※㊧は、入院（入所）の証明として使用します。㊦と㊧の期間が異なる場合は、助成できません。

（２）現金助成書類の提出先

請求受付窓口	住 所	連 絡 先
長寿社会推進課 高齢者相談係	板橋 2-66-1(板橋区役所北館 2 階 15 番)	3579-2464
おとしより保健福祉センター 管理係	前野町 4-16-1	5970-1119

※おとしより保健福祉センター管理係は、土曜日(日曜日・祝日・年末年始を除く)も窓口受付をしています。

※郵送の場合、**長寿社会推進課 高齢者相談係（〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1）宛てにお送りください**
 （郵便物が長寿社会推進課に到着し、必要書類が整った日を受理日とします）。

（裏面へつづく）↑

（３）助成金の支払方法

「支払金口座振替依頼書」にご記入いただいた受給者ご本人名義の口座に振り込みます。**請求書を受理した日の翌月末日に振込手続きを行います**（入金は数日遅れることがあります）。

また、振込通知はお送りしないため、通帳を記帳してご確認ください。振込名義は、「イタバシクオムツダイ」です。

なお、**受給者が亡くなった場合は、ご家族の口座へ振り込みます。この場合は振込先口座の指定が必要となりますので、必ず長寿社会推進課までご連絡ください。**

（４）現金助成を受けている方が退院（退所）した場合の現物支給への切り替え

退院(退所)し在宅で紙おむつを使用する場合または転院（転所）先に紙おむつの持ち込みが可能な場合は、現物支給に切り替えになります。すみやかに**長寿社会推進課へご連絡ください。**

現物支給は切り替えのご連絡をいただいた月から開始となりますが、その月のおむつの現金助成を請求する場合は、翌月分から現物支給開始となります。

Q & A

◎ **退院(退所)、転院(転所)した場合はどうすればいいのか。**

Ⓐ 在宅で紙おむつを使用する場合や紙おむつの持ち込みが可能な病院等へ転院等した場合は、現物支給への切り替えが必要です。すみやかに**長寿社会推進課へご連絡ください。**転院(転所)先の病院（施設）が紙おむつの持ち込み禁止の場合は引き続き現金助成の対象となります。

◎ **請求月に間に合わなかったが、もう請求できないのか。**

Ⓐ 現金助成の請求は１年前の分まで可能です。**ただし、区が決定する前の分は請求できません。**

◎ **領収書をなくしてしまったが、請求できるか。**

Ⓐ 請求に必要な書類が揃っていない場合は、助成できません。

◎ **受給者が亡くなった。**

Ⓐ ご家族の口座へ振り込みます。「紙おむつ等購入費助成(未払い分)請求書」をお送りいたしますので、**長寿社会推進課へご連絡ください。**

◎ **介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）に入所することになった。**

Ⓐ おむつ代の助成は終了となります。**長寿社会推進課へご連絡ください。**

◎ **おむつの持ち込み可能な病院(施設)で、売店やドラッグストア等で購入したおむつを使用しているが、そのおむつ代は請求できるのか。**

Ⓐ 請求できません。現金助成は、持ち込み禁止の病院（施設）に入院（入所）した場合のみです。持ち込み可能な病院（施設）に入院（入所）した場合は現物支給の対象となります。

【問い合わせ】

板橋区役所 長寿社会推進課 高齢者相談係 ☎03-3579-2464

所在地：〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号（板橋区役所北館2階15番）

受付時間：（土・日・祝日・年末年始を除く）【月～金】午前9時から午後5時まで